

心ヲ賴ニ大人之賢明。嘗勉ムルニ某兄弟ヲ以テ義ヲ。其言曰。汝等上無ク負カ爾君ニ。下無ク辱ムル爾先ヲ。吾復ラ何悲マント。某兄弟夫復何心カ。能不ラ欣躍セ。生則勇氣有倍スル。死則魂魄以安シ。此皆大人之賜也。豈非不幸中之大幸歟。在此屢與ニ秀富言而樂ム之ヲ。秀富忠雄母弟小野寺秀和養爲子自古兵之勝敗。在リ勇怯。而不在テ衆寡。某等與仇家相遇。其以テ寡破ル衆也。必矣。况某年

三十一。秀富年二十七。包秀年二十三。包秀姓岡野氏忠雄姊子。是三人者皆以鼎盛之年。加之兼人之勇。先登力戰。無レ不摧陷。誰敢當我鋒者。其視仇人。几上肉也。將取此。一朝貴之首。爲閻王之贈。以耀カサシ金簿之觀。金簿言閻王廳下有黃金鬼簿錄泉客也。此等觀鄙俗之語。武人好道之下。文事佛營來世亦做此。武人未必信浮屠之言。但平素不學無識。溺於俗習。自出此等之語耳。豈不快哉。願大人無レ以爲慮。但所悲者。大人老遭

〔大高忠雄書簡〕其
後者彼是御無音、背
本意奉存候。何れも
御堅固御座候哉、筋
者私儀所存之一筋、
止、今曉存立候。年
來御懇意罷成、一、
相傳候。御厚情、彼
以生々々々に及候事
に御座候。山をぬくちから
も折てまつる雪
春帆竹平も同じ道に
て候。近壽事は氣之
癖、清泉は如御存候。
扱は御思借之御ふと
人、其儘打捨置申候。
左様御心得奉願候。
御一句の御引導奉願
候。以上。
十二月十五日
子葉
沾徳先師

水間沾徳様
尚々尤世にさした御
座候迄は、御沙汰
被下問敷候也。

困厄。營々獨立。違々安往。奈何有子如
此。而使母爲無告之人。某等不孝之罪。
亦已大矣。然士不幸。而遇君親之難。不
必爲君。不必爲親。惟義所在。故其急於
爲親也。或有去官棄職。竊負父母而逃
之。寧得罪於君。而不悔。其急於爲君也。
或有滅親覆族。以赴國家之急者。雖絕
父母之命。而不恤。其所以然者。何亦以

所謂義者不可違故也。此大人所素通
知者。豈煩某一二之言哉。大人既剃髮
爲出世之身。宜朝夕事佛。務營來世之
謀。以消今日之哀。遇良辰佳日。步行詣
寺。亦於節宣其氣。爲宜時飲食。謹疾病。
日夜自愛。以終天年。岡野氏姊。忠雄姊。適
寔包秀。及甥女阿專等。阿專包。大人幸以
義教之。不令過哀。某乳母亦煩大人。相

勉無以某故自損。嗚呼言有盡而情無盡。今當永訣。臨紙涕泣。不知所云。原文以國語為之。今取其意譯之。獨恨無左丘明太史公之筆力以發之。爾但其所謂人臣急於為君。絕父母之命。不恤云者。不知所指為何等事。若謂人臣為君守禦。其父母為敵。獲不恤焉。則獨之可也。然先儒不是。趙苞而非徐庶。蓋以父母天性之親。雖國事之重。而莫之奪也。但受君重寄。安危所係。宜其權輕重。而審處之。不可以一途槩論耳。余詳忠雄之所言。其語意似謂人臣奉君有不得已。加害其父母。若本朝源義朝及近世北條氏臣松田左馬之徒。此害天倫賊仁義之甚者。忠雄豈以為人臣處變之道。當然耶。蓋忠雄之徒。皆武人無學術。唯知宗武田之術。習孫吳之兵。故其所見之鄙陋。麤俗如此。亦可惜也。然近

夷山子曰。鳩巢氏之言或近于妄論。于葉之意。實有可玩者。一不。可。非。之。其。者。一。簡者。余載之。于補正。四十七。傳。讀。者。參。看。

世士大夫立人之本。朝徒知懷居貪祿而已。至於仗節死義。則視以為度外之事。往往皆是。今赤穗以叢爾之國。其俗有氣概。尚名節。故其臨終言志。一曰所謂義者。不可違。一曰唯此不易生者。不可忘。亦足以見平生所存矣。嗚呼。宜哉。其能全大節。而名稱於天下也。豈徒然哉。而其所見之鄙陋。麤俗。則姑置而無論可也。死時年三十二。

以上十人。除附錄人。賜死隱岐守。松山侯邸。

岡島常樹 ツネ 號八十右衛門。原元辰弟。出

嗣岡島氏領會計。此云勤。死時年三十

八。以下秩。八。祿闕。

〔岡島常樹書簡〕
 筆申置候。彌以御兩
 所御無事に可被成御
 暮珍重候。兼而存
 一此度之義、兼而存
 立之事、申合候こと
 共難止、右之通に候。
 其元、申入候不便に
 可申義も、及難儀
 候。申入候、念に安
 申通、萬事殘念之事
 共難筆紙候。其元之
 儀見苦敷無之様に、
 御心被附可被下候。
 尚大阪岸氏えも頼遣
 置候。右申置如此候。
 恐惶謹言。
 十二月三日
 岡島八十右衛門
 常樹
 荒川彌四郎様
 八木新十郎様

吉田兼貞 號澤右衛門兼亮子。無職。死
 時年二十九。

武林隆重 號唯七。近侍祇候。隆重之先。
 朝鮮人也。不知何姓。其所居之里曰武
 林。文祿中。豐臣氏有事於朝鮮。隆重先
 世。爲我師所獲。其子孫遂爲日東人。始
 以先世所出之地爲氏云。赤穂義衆。收
 吉良氏手。又義央。此人也。其囚於毛利

〔雪夜清話〕義人錄
 に、武林唯七の先祖
 を、朝鮮武林の人と
 か、朝鮮人に聞ひしこ
 と、筆語に見ゆ。其
 後、實説を得て、小説
 へかきたれども、歐陽
 人録は改めず。歐陽
 公、王鐵槍の家説を
 得て、畫像記へ書き、
 五代史を改めざるが
 如し。既に成りて世
 へ布たる書は、容易
 に改めざることかく
 の如し。〔武林は晉書
 地理志に錢唐武林山
 武林水所出とあり〕
 武林孟子の後といふ
 ことなきやうな
 れども、目録に、
 春秋時。以孟爲宗
 者甚多。今之孟氏。

氏。有詩曰。三十年來一夢中。捨生取義
 幾人同。家郷臥病雙親在。膝下奉歡恨
 不終。原文詩第二句。第四句。不成。方自自殺時。其
 相者曰。柳原莊左衛門。家臣。一擊不殊。
 凡隕首一擊爲度。不然重
 苦其人。以爲不勝其任。隆重僵前。顔色自
 若。乃起坐。顧謂莊左衛門曰。君徐之。莊
 左衛門曰。諾。聲未盡。首已隕。見者感隆
 重臨死。閑暇。又稱莊左衛門。雖失於前。

皆祖_ニ子_ニ與_ニ前代亦未_ニ之_ニ也_トあり。此れに據れば孟氏は孟子の祖とする。武林も其家説を傳へしなり。又眞の後裔なるも知るべからず。

能_ク詳_ク於_テ後_ニ相傳_テ以_テ爲_ス美談_ト。死時年三十

二。

倉橋武幸_{タケユキ} 號_シ傳助_ト。近侍祇候。死時年三

十四。

村松秀直 號_シ喜兵衛_ト。守廳_ト。此_レ云_ハ廣_ク赤穂

既_ニ亡_ル之後_ニ。剃髮_シ隱_レ於_テ醫_ニ。自稱_シ曰_ク隆圓_ト。以_テ

妻子_ヲ來_リ居_ル東都_ノ下_ニ。衆方_リ攻_ム吉良氏_ヲ。秀直

慨慷_シ赴_リ之_ニ。乃_チ作_リ歌_ヲ曰_ク命_ヲ爾_ニ以_テ乃_チ知_ル不_レ易_ク二

〔翁草〕二楠齊曰
御先手組與力賀

茂宮源左衛門喜太郎の御
右筆加茂村松喜兵衛
入道とて從弟なり。衛
彼源左衛門松喜兵衛
の衛其伯父に當兵
喜兵衛元來常喜兵衛
は津輕越中守殿に
納戸役を勤居ける
人が仔細て同役
に人野居せし退人或
時に淺野内匠殿に
に溢れ相者口論して
三果し其身に立退人
儘其處に近處に薪
を賣候乞候へば是亭

加衛壹_{ヒトツラ} 遠_ク比_シ禿_ク都_ノ壹_音 忘_ル 奈_レ波_ノ 須_レ禮_ト 遺_ル 音_ニ爾_ニ 隱_ル 天_ノ

加俱禮_{ヒトツラ} 此_レ音_ニ箇_ノ々_ノ逃_ル 乃_チ加_フ禮_ト 音_ニ 死_ス時_ニ年_ニ六十

一。神崎則休筆記中。載同盟士姓名與此所載無
異。但稱秀直曰。入道隆圓。和俗既死。用浮屠法

剃髮受法諱。亦有年老自髡。命名者稱之曰。入道某
名。近世業醫者。多做此以爲常。今秀直剃髮改名。蓋

亦以醫自
晦者也。

杉野治房 號_シ十平次_ト。近侍祇候。死時年

二十八。

(補)〔赤水郷談〕

杉野重平次治房は、萩原一黨にてありけるが(萩原儀左

主も去者にて、其手
際を潔く思ひ、二階に
かく置候内、其階に
隠し奉行所へ訴出、
使も有之候共、相元
來不者事、其骸は取
捨に成て、薪屋候松
の心易に付、彼村の
嘩の事を咄し、その
と彼等の噂を申し、
れ無れば、松望迄男
も無れば、薪屋と内
思ひ、他國者にて、
けるに、親類もなく、
江府に親類もなく、
故に、加茂宮を親類
に、加茂宮を親類分
子に、願ひ、松が婿
せける願ひ、然るに、
家中一統に、浪人し

衛門、萩原平助の諸族、皆貨財を以て顯れ、時に萩原一統
と稱す。伯父の不義を忍んで、遂に絶して不通。家固より
富ければ、同盟の士未だ志を遂げざるまへ、間關崎嘔し
て、各窮困せし時、自ら囊中の蓄ふる所を傾けて、賑給せ
し人なり。(諸書に委し)始め赤穂に在りし時、何比のことに
なんありける。八月朔日、尾洲の八幡祠へ詣でるとて、
城下の町を過ぎしに、(今中洲といふ處あり)粗忽者にや
ありけん。繩すだれの内より、咲ふきして唾吐くとて、誤
つて治房が肩衣を汚がしければ、僕後より告之とて、誤
らぬ體にて行きしに、再三言けれども、兎角のいらへも
なく、往過ぎて、郭門の外に至り、稍々懷紙を出し、これを
清めしめ、社參のこと終りてかへり、母に告げて僕をや

て、村松は市谷田町
に、借す。復讐の何
日に、加茂宮へ何
となく、來り、暫く
語して、歸りける。勝
手に、笠を忘れ置、
るを、笠を見付て、取
上みれば、笠の紐に
短冊を附置たり。借
は、暇乞に來て、是
形見、各涙を催し、
となり、各涙を催し、

り去らしめんと乞ふ。母常に其僕の謹懿を知りければ、
其故を問へども、治房唯去られたしとのみ答ふ。怪みて
再應に及びければ、治房過ちは誰れも有ることなれば、
治房と知りて辱むべきやうなし。一向に告ぐる不覺さ
よ。さればこそ士の召し使はん者に非すと云へければ、
母其理に服しける。僕も大に悔みて深く過ちを謝し、又
乞ふて歸りけるとぞ。治房の能く終に大諫をなせしは、
その常に小を忍べる故ならむ。

勝田武堯 號新左衛門。無職。死時年二
十四。

前原宗房 號爲助。掌金銀出納。此云金
初

〔江赤見聞記〕前原
伊助事、巳の年、内

匠頭様御仕合已後、赤穂へも不參。一の三分、赤穂に於て、少々の金、月の中に、絹木綿等の、子に於て、絹木綿等の、きれを調、或は所持、之衣服を切、或は所持、は富澤町邊に成、其、て暮、其後、本所、相、町と申、其後、本所、相、方之様子、罷在、敵、仕、方便にて、伺候由、且、又、上野介殿、敷替、庄、被、仰、付、候、に、付、敷、の、日、履、取、の、成、入、込、候、分、細、見、置、形、の、成、入、込、候、分、藏、助、始、由、赤穂、然、城、首、尾、克、引、渡、赤穂、大、望、伊、助、有、之、候、由、承、及、大、望、伊、助、も、同、志、之、願、故、己、の、助、

良雄在京師。使宗房及神崎則休先詣、東都謀仇家。明年良雄等相率而東。以二人爲主人。及其擊仇前一月。則休令宗房略記國難本末。以貽故郷族人。至其分註逋逃臣姓名行事者。則休自爲之。其志將明節義。正汚名。以愧後世。爲人臣失節者。亦豫讓之心也。而木村貞行。又跋其卷後。以述二子之志。名曰赤

幕内藏助下向之節、初て申談候由也。

城同盟傳略。世或傳焉。死時年四十。

間光風 號新六。光延次子。無職。死時年

二十四。據則休所記。光風亦與不破正種同。以

知世所稱。良雄爲正種。告墓者。光風亦共之耶。

小野寺秀富 號幸右衛門。秀和養子。本

姓大高氏。與其兄忠雄。皆秀和姉子也。

秀和無子。以秀富爲後。無職。死時年二

十八。

以上十人。賜死甲斐守長府侯邸。

間光興 號十二郎。光延長子。無職。死時

年二十六。

奧田行高 號貞右衛門。重盛子。無職。死

時年二十六。

矢頭教兼 號右衛門七。無職。教兼方成

童。以父蔭舉為內豎。後一年國難作。良

雄方與眾盟。教兼同父長助赴之。良雄

〔報警錄〕 教兼父長助。病將死。授甲一領于教兼。曰。汝克從。內藏助。以濟復讐。教兼奉其旨。及入警第。書父法名。藏諸鐵兜之中云。

哀其幼。父子就死。謂教兼曰。卿年弱。仕亦日淺。不與盟可也。教兼曰。家君徇難。僕縱不仕。義不可獨免。況其仕國已一年。委質為臣。無以異於諸君也。公豈少僕。謂不足與盟耶。請先諸君死。乃引刀將自殺。眾遽止之。良雄泣下。與之盟。死時年十八。

附教兼父某。號長助。亦與眾同盟者也。

去赤穂後。以疾死。

村松高直 號三大夫。秀直子。無職。死時

年二十七。

間瀬正辰 號孫九郎。正明子。無職。死時

年二十三。

茅野常成 號和助。監察。死時年三十七。

附茅野某。號三平。橋本某。號平左衛門。

亦皆與衆同盟者也。二人獨患復仇事

〔茅野常成書簡〕
筆啓上仕候。先以
許に而御母人様奉
初座候。私事と堅固被成
御座候。私義先々珍重奉
存候。申候。其節此
元え候。伺公可仕之
暇乞に候。

慮急成事。故今以殘
念奉存候。其段立
御免可被下候。罷置
候時分書置候。大石内蔵
候通申事。此數五内蔵
助を打始。人。此場を十
程御座候。私迄不武一
家之而候。殊に武に
又立候。猪之。吉。武。武
もあはし。く。之。武。武
士を。候。つ。れ。不。申。者。一
一生座候。か。の。人。間。是。非
候得。者。死。る。命。に。早。御。座
果。迄。之。事。に。候。候。候。候
候。法。相。果。候。候。候。候
に。思。召。候。候。候。候
御心入に候。御座候。

難成。欲急以死。徇國。其去赤穂之明年。
正月十四日。三平先衆自殺。平左衛門
亦尋自殺。直清按。三平與常成同姓。豈其族人
以為主也。今并平
左衛門附錄于此。

〔補〕〔東涯文集〕

萱野三平。名重實。其先出于鎮守府將
軍源賴光。賴光裔孫。左京大夫賴益。方
源右將時。食邑攝州萱野郷。遂氏焉。其

然者何分にも此理に
六日申朝者候間切
込上運強御座候相
此上儀者合と奉存
果候儀萬端奉候
跡之儀者何事候に
而候へ者水子願候
武次郎後見仕候に
家名を繼候赤穂御
談奉候比方へ穂に
も私念比方へ穂に
候返々一度被成候
人様仕御可くと奉
様は仕申可くと奉
所是の御申候に
候と思召共御座候
定願不召成候様奉
御申不召成候様奉
候願不召成候様奉
共被成候御座候中
行被成候御座候中

隨分候。おむつまじく
可成候。おいはおかく
れとれ候。おいはおかく
旨好に御申候。可被
下候。今生之御暇迄
如是御座候。恐惶謹
言。

十二月二日

茅野和助
常成

茅野善助様
加太夫殿
善次郎殿
尚々源七殿長左衛
門殿とれ候。御傳へ
可被成候。以上。

〔堀内重勝聞書〕
時内蔵助へ我等申候
は。京都に而。費野
三平と申仁。書置杯
被仕自害可致候様承

後若干世。至名恒産。始臣事于大島家。
及子恒重。孫重利。相繼襲祿。重實者。重
利第二子也。甫十三。因大島羽州之薦。
仕淺野内匠侯長矩。于播州赤穂鎮。擢
列近職。元祿十四年。春。天使東下。侯爲
館伴。吉良義央朝臣。以閥閱之家。掌勅
使祇應之事。時職名高家。侯有憾于朝
臣。三月十四日。衛參之日。刃傷其額。坐

大不敬。即保管于田村右京侯第。即日
没其封邑。腸自盡。重實時從侯在。第與
早水滿堯。乘傳告變于赤穂。路由萱野。
遇有衆送喪而過。問之。則曰。萱野重利。
妻也。不意凶變悲駭。兼至。乃曰。今爲君
告急。又罹母艱。將奈之何。敢以私情。而
緩公事哉。揮鞭而去。遂造播州。告其由。
于城中諸士。既而官遣監使。收其城及

候と申候得ば。内蔵
 被申候。居申時分の事
 京都に居申。命に而居
 候。得ば。此度の。一而
 候。加申。志。の。後。何
 候。と。申。候。三。平。父。申
 候。人。咄。に。京。都。に。居。申
 候。三。平。而。何。方。へ。申
 候。養。子。に。遣。し。候。の。奉
 公。を。致。さ。せ。候。の。談
 合。有。之。三。平。志。の。置
 ひ。不。申。右。之。通。書。置
 いたし。内。匠。頭。様。一
 周。忌。に。自。殺。致。し。候
 と。若。き。衆。咄。被。申。候。

〔寺坂談〕 萱野三平
 新參來兒小姓上りに
 而。御近習勤候處。
 赤穂引拂之後。段無念
 相談一決無之。段無念

〔江赤見聞記〕 萱野
 三平御小性達也。萱野
 實美事成る者也。親
 は萱野七郎左衛門大
 申。伊勢守殿御領内大
 島野と申。在。所。引。込
 浪。人。に。て。百。姓。仕。羅。在
 候。助。已。の。夏。於。赤。穂。内
 藏。助。一。已。の。夏。於。赤。穂。内
 共。御。城。致。申。合。居。候
 て。御。家。引。離。散。致。候
 し。己。後。親。七。郎。左。衛。門
 方。へ。立。退。罷。在。折。々
 山。科。大。阪。へ。立。出。折。々
 時。七。郎。左。衛。門。常。々。御
 又。七。郎。左。衛。門。常。々。御
 姓。に。て。御。意。に。て。御
 主。に。も。御。意。に。て。御

補正赤穂義人録卷下
 八〇
 邑里。先是城中諸士。皆將并命以從主。
 衆志不一。或依或違。重實終始矢心。不
 貳其言。告情于父兄及姊。將尅日就死。
 實欲伺便狙擊。以成先主之志。逮事畢
 偏裨以下四散。各從所適。重實乃隱于
 萱野。以終母喪。大石良雄。侯家巨室也。
 倡率義旅。將成君志。時在山州山科鄉。
 相距十里餘。時々過存。密圖報復。至冬

重實辭父。將東行求仕。父不許。曰。予籌
 汝之心。汝非于祿也。將以又仇家。以敵
 乃愼。若有其事。吾族不足恤也。恐累及
 吾主。吾之思我君。猶汝之思汝之君也。
 重實再請。曰。願絕吾籍。何畏相累。父又
 不許。曰。絕骨肉之恩。以防禍患。薄俗之
 所爲。何可效。尤吾非勸汝死也。唯欲汝
 之遂志焉耳。重實從其言而止。不復東

先年三平内匠頭様へ被召出候御刻も右様
伊勢守殿御度頼も内匠頭相
濟申候御合此度頼も内匠頭相
人候申候七合に付度頼も内匠頭相
御居申候段、即左衛門致方
共御頼候上、何方勢衛守門致方
に可被成候間、御先世へ話成殿
勢守殿へ仰奉候、公、兩相先世
大形申候仰承候、旨、不親動伊
平頭申候仰承候、旨、不親動伊
匠頭申候仰承候、旨、不親動伊
意奉候候、候、事、間、非、本、内、三
存寄御免候、候、事、間、非、本、内、三
其段御免候、候、事、間、非、本、内、三
承引不仕候、候、事、間、非、本、内、三

行至明年正月十四日。乃先内匠侯忌
日也。前夕命僕齋一通書。往良雄許。浴
盥謁父及嫂。談笑如常。而就寢。及明日
加辰。而房戸不開。家人怪訝。排戸而入。
則東嚮自裁而死。家人錯愕。走報于父。
父戒其勿泄。曰。若宣于衆。恐敗多士之
事。乃以暴死。聞于世。遽瘞子旁。近山中。
向遣良雄者。到山科時。尙未明。良雄啓

方へは、大方御請も
仕候様子に御座候
然上三平色々了簡心
候へ共、内蔵助一由
之義も時節不至心
にて、見合申内由
御座候處、右之奉公
之事は急、罷成候
間、存寄濟へ達し候
の存寄濟へ達し候
らん。事午候と存候
忠孝にせまり自可仕
候。神妙之仕形と殺日
申哉。承候者ほめ可上
者多く御座候。世候
に三平儀流布不仕候
段殘念也。

函、大駭。召同志在近側者。感其情義。歎
詫之聲聞于外。則與自盡同其時也。死
時年二十八。別號涓泉。
横川宗利 號勸平。先驅士。此行宗利爲
人。忼慨。常好勇。尚氣節。其赴吉良氏前
一月。與故人書有曰。平日自許以天下
之健者。唯某等爲然。今也急念死與公
等別。意氣戀々。不覺涕下。願平生自視。

母氏尙在。如嘗過其喪之事。或後人附會之說也。東涯氏所記。雖不可信。錄以供讀者參考耳。

爲何如人。乃倣兒女子之態。然臨別而悲。人之常情。以拔山蓋世之雄。猶不能無帳中之泣。豈可以此議天下之勇士哉。若夫被堅執銳。所當無敵。雖漢樊噲。筑紫八郎君。八郎君謂源爲朝吾未必遽出其下。況於吉良上杉之兵乎。願爲公等能壯天下之耳目。不至辱四方之遠聽。又列叙忘義負盟者姓名。乃歎曰。嗚呼狗鼠

之輩。何足道哉。但恐吾徒既死之後。此輩更相壘篋。以鹿爲馬。自掩己負國苟免之罪。而乃公然誣某等。以爲匹夫匹婦之爲諒。此吾所恨也。故且錄于此。使公等知之。又曰。方今四國無鋒鏑之恐。上下相安。君臣相樂。而我內匠君。獨以一朝之故。棄捐百年之歡。身僵兵刃。禍及社稷。使人至死。猶不能忘情於此。悲

夫某等事主於太平之日。方欲以奉觴獻壽。而忽與禍會。相從泉下。雖不能無區々遺恨。然有生必死。縱某等以壽終於牖下。亦不過享三四十一年煖飽之樂。孰與施勇烈之譽於天下。明忠義之道於後世。身死名存。庶幾古人而無愧。某之愚竊謂。猶以瓦石之賤。易金玉之貴也。尚何遺恨之有。故人幸有以察某等

之意。

此書原文亦以國語爲之。京師人或獲宗利親書者甚珍異焉。直清嚮者從友人稻

若水借焉而觀之。墨色淋漓。手澤尚新。與世所傳者大同小異。蓋當日並裁二通。以與兩家。而其文有

小詳略耳。死時年三十七。

神崎則休 號與五郎。監察。初則休與茅

野常成。事伯耆守森長義。長義封於美作州。內屬宗室。津

山侯。後有爲先驅士。有故去國。同至赤穂。罪國除。

赤穂侯聞之。嘉其有志。介不辱去。就召

見二人。任用之。居無何。有國難。二人死

〔雪夜清話〕神崎與五郎。津山にて朋友の助太刀をして、赤穂へ逃れしを、内匠頭かへへられしと云は

疑はし。鄰國にて人を斬りし者なきは、なり。前車後論集に、よれば、森美作守長、武臣無道の人にて、奸臣横山を寵任せし、このことに見ゆ。神崎もこのことにて去りしものならんか。

〔赤水郷談〕 神崎與五郎、京都にて近衛家後、暫時仕へし頃、愛宕山へ宿願にて参詣

之。衆謂、二人爲知己、死不愧古人之義。直清謂此一事、亦可見赤穂侯好士。又尙節義、其得衆死力、亦宜矣。死時年三十八。

〔補〕〔神崎則休書簡〕

其以來絶音問、扱々無覺、東存候。御双親様益御勇健、酷寒御凌可被遊と奉恐悦候。先頃茅野和介下向と申、藤次方御無異之様被申越、大慶之至候。其後福田清兵衛赤穂へ被参候砌、藤次方迄書狀遣候。相達可申と推察申候。用事之事共申入候間、未達に候は、貴殿方藤次方迄可被申入候。然ば我等事最早及最後候。兼而此大義相待候得ば、少も無迷意候。何卒天道に相叶候而、能働致度存候。跡

せしに、折節雨後に、て道悪く草鞋に、坂を登りしに、家士二人連行者、七人の泥行侍、掛りしかば、以て外に、了簡成、其分、に、入、其、體、甚、過、言、無、禮、成、其、體、甚、過、言、右、侍、上、下、の、理、別、に、入、隨、分、念、入、膳、に、料、理、一、人、外、酒、肴、待、ち、し、付、け、置、な、く、下、山、に、付、右、侍、向、下、候。先、刻、失、禮、御、免、被、下、候。差、上、度、候。

々之事共は、追々露顯も可有之候。一貴殿被居候故、我等心底大丈夫に而、此上は隨分被致孝心可給候。我等早世は、不幸之様にも可被存候へ共、武家之上には、尤忠義專之由有之候得者、御双親様御得心被遊候様、御諫可給候。爲其貴殿に而候。此度御双親様へ、愚札不指上候段、爲御歎留又は他郷に被成御座候而、此一儀始末御存無之候得者、態と不申上候。非不孝義心候故に而候。常庵老、御母公様下山氏、御一類中へも右之心得にて不申殘、此旨能々御心得可有之候。又三郎様、御内様、御賢子方へ御兩親様之儀、彌以奉願、返々被申合可給候。唯存置所此一事に候。一貴殿平生身持宜候得共、若氣の至と存候儀可有之候。

修覆に下りし金屏風の
 事を共なりし故、大勢の
 主人居所たづね、近衛家
 主へ相違も、近衛家
 行へ具に相届候處、奉
 井伊家へ差紙にて被
 呼出、殊の外大事に被
 成、色々あやまり大に
 金を出し、様々内濟大
 相頼み、内濟やうしや
 くなり。夫より問も
 なく、五郎は關東へ
 下りしといふ。

〔雪夜清話〕 神崎が
 同姓藤五郎への書簡
 に、死生も晝夜とや見
 申候といへり。論語季
 路問事、鬼神一章の

に有之候得者、得と本をふまへて、物など見被申が専一
 にて、佛法などに日を暮し候て、大功を可立時節には、忠
 心これが爲にくらみ可申候。兎角孝心を盡て、武の冥加
 にも叶可被申候。將又師に隨ふが先々本にて候。其師を
 撰可申候。

一同志之者之内、莫大之功無際骨折之衆有之候。併是は
 其筈之事と被存候へ共盟傳にも不記候。乍去爲心得荒
 増別紙に抄し申候。披見可有之候。此度退候人達恩之厚
 薄申候も有げに候。義と申儀存候は、是等のとんちや
 く有間敷候。此條杯も御考可有之候。

一此一儀、皆様初貴殿曾而存られず候。其心得可有之候。
 對 公儀不申事ながら、聊心掛申候。

註に程子曰晝夜者死
 生之道也。あり冷齋
 夜話にも如東坡議
 論、仁者其視死生
 成、仁者其視死生
 如、仁者其視死生
 崎は古今の書を讀し
 に非ず。暗合せし
 のなり。同じ書簡に
 より已後申し置候。愚
 論共道申候。是置候
 等家集の書。是置候
 可給候とあり。家澤
 集と云へば、和歌も
 山あり。三首。休澤
 の歌とて。十首。休澤
 橋雪の題。其旅中か
 の道は、よはし。水田
 の上、雪一すはし。勢
 の長橋とす。いへる。工
 拙は知らざれども。人

一春より以後、申置候愚詠共遣候。是は我等家之集に書
 入置可給候。此後貴殿何卒、出世被致、氏姓繁昌に有
 之候へかしと希儀、亡念ながら存事に候。猶身持無異に、
 孝心怠り有間敷候。恐惶謹言。

霜月八日 神崎與五郎則休判

神崎藤九郎殿

尙ほ那波に而道具之事は、光則公御指圖次第たるべ
 く候儘、御伺可有之候。跡之事、藤次共御相談あれかし
 と存候。已上。

又申入候。兎角御兩親様御事を、又三郎様御兩所平吉
 様へも、得と宜申談可被申様。尤第一と奉存候。我等ケ
 様奉願候趣、能々頼存候。平吉殿御内さま光臨候は、

是へは猶々被頼置可然と存候。世の中の事は、成様の外ならぬ物にて候へ共、申置度候。是も扱々執着とかや、藤次方へ参候は、那波へも御立寄可有之候。次に藤次郎へは、何事も具には不申入候儘、生前之酒味懸望之外無之候間、貴様有之書中被爲體物語候得者、藤次郎聞候ははつみたる者に而可悦と存候也。

三村包常カチツホ 號次郎左衛門。雜事掌務云此

小役 死時年三十七。

〔補〕〔報讐録〕衆之在赤穂會議偶呼酒。包常執注而進。衆掩盟册。不令觀。包常

〔三村包常書簡〕筆致啓上候。我等身之上之事。宿え申遣候。通に候。當秋愛許ひ當り可被成候。何共、大切之事。故に、母人之事。一には忠

節、二には思ひ暮候。我も人も、命ほど惜き事はなきものにて、親を捨置候て、我命つき申様に致事。座候。赤穂にも多事御命をク様成事におしき。取て思召て御覽可被。下候。御座候哉。然共第。一忠義之場也。次致。は先祖之流を清く致候。是のみ思詰申に。捨置て母へ情遣らし。うけ奉願候。何事も頼入候。極月五日。三村次郎右衛門

附

日。風聞諸公有結義之計。雖以僕賤願勿外焉。衆笑曰。匪汝所知也。包常色怒曰。今段之事。豈有貴賤請不已。良雄隔障坐聞之曰。次郎左衛門言是也。我不遺汝。自後數命以事。包常奔走弗懈。衆猶謂覬賞已至此死節。

寺坂信行 號吉右衛門。以侯家步卒。步卒此屬吉田兼亮部下。或曰。信行以弓手云足輕。屬原元辰部。

おはさま
御兩人
五兵衛殿
善左衛門
御内儀と
しな御内儀共
與兵衛
御利大夫様

下大石良雄嘗使信行授子良金射直清以信行筆
記者之信行實爲屬吉田兼亮部下者其屬原元辰
也非信行也十四年赤穂之難信行聞衆
議復仇謂兼亮曰某卑賤敢與謀焉願
受明公恩厚義不忍獨負之去願死生
共之兼亮感其誠意請大石良雄使信
行與盟焉十五年二月從兼亮適東都
間關崎嶇與之周旋一年未嘗相離十
二月從衆攻殺義央又從至泉岳寺既

而良雄使信行奉使藝州事見前信行即
道上茶肆更爲旅裝乃行至藝州大學
頭長廣留之不遣至明年四月乃脫還
會赤穂義衆以二月賜死信行詣伯耆
守仙石久尙自陳與衆同罪願與歸死
朝廷以事既往不問信行竟滅迹不見
於世云信行自藝州還爲羽田某柘植
某以國語錄十五年正月以後所履歷

事爲一卷。其於吉田兼亮事。最致意焉。而旁及餘人。亦略錄之。終無一語。以及已事。但其末有曰。吉良氏之役。某亦執兵趨走於其間。有故中道別衆而西。不能與之共死。至今思之。以爲終身之恨。爾。實十六年五月事也。直清按。則休所記同。不異於衆。及吉田兼亮等。告伯耆守仙石久尙云。同仇四十七人。亦并信行數之。故朝廷量員。分置四家。定以十七人。屬細川氏。使其餘三家。各受十人。相當而信行適在屬水野氏衆中。會信行使藝州不在其

歸命仙石氏者。少一人。當時監察官詰良雄。良雄曰。某命使事。非自逃去也。他日必至。吏遂依前令分配。以故屬水野氏者。獨九人而已。今以信行附其下。以見原數如此也。

以上九人。賜死。監物岡崎候邸。

是日令猪子左大夫。上杉氏通家。丹波守荒川

某。吉良義央族人。以左兵衛佐。吉良義周。至公廳。

此云評定所。伯耆守仙石久尙宣命曰。義周見父

見殺。不能殊死赴救。爲子無狀。以義周屬

安藝守諏訪忠虎。置諸其封邑信州高島

城下。忠虎遣家臣ヒキナリ以義周歸。居數日。送之信州。吉良氏至。是家絕。

六日有命。流大石良雄等子十九人。皆以

若仕他家。不與報仇事者。于伊豆海中。大島閣老但馬守。

秋元喬朝。國城在甲斐谷村。傳命市井長。越前守保

田某逮至司市局。此云町奉行所。吉田兼亮子。曰

傳內。年二十五。兼貞弟。間瀨正明子。曰定八。年二十。間瀨正辰弟。

皆仕中務大輔本多氏家。本多氏名政武。國城在播磨姬路。中

村正辰子。曰忠三郎。年闕。仕大和守。松平氏

家。松平氏名基矩。國城在陸奥白川。村松秀直子。曰政右衛

門。年二十三。高直弟。仕長門守。小笠原氏家。小笠原氏名某。

供奉官長。此云扈從番頭。其餘幼弱者。大石良雄子。曰吉

千代。年三十。主稅弟。片岡高房子。曰

新六。年二十。曰六之助。年九。原元辰子。曰十二

郎。年五。富森正因子。曰長太郎。年二。不破正種

子。曰某六。年六。中村正辰子。曰勘次。年八。忠三郎弟。木村

貞行子。曰總十郎。年九。曰次郎四郎。年八。大岡
餘為子。曰清十郎。年二。岡島常樹子。曰藤松。年十。曰
五郎助。年九。矢田助武子。曰作十郎。年九。或曰
助武以作十郎。託東都士人家。甚聰慧。主人夫婦愛之
如子。及助武賜死。主人恐作十郎哀慕其父。戒家人無
以事告。作十郎略已聞之。疑信相半。會司市遣吏至其
家。令出之。主人夫婦親為作十郎結髮更衣。而告之曰
官命召汝。試視容儀。稠人廣坐。必謹應對。毋輕遽無禮
如平生。作十郎曰。自我聞父死。自知不免久矣。今乃使
我飾身如此。意官命下。令公殺我耶。公願明告我。何欺
我為。主人夫婦聞之。相對流涕。乃相謂曰。悔吾為人養

此子嚮者不養。此子安見此事乎。遂扶載輿。令家人送
之。至府既上堂。吏謂作十郎曰。汝雖幼。亦脫佩刀。如法
作十郎默思久之。請吏曰。苟無害於法。願使我僕持之
可乎。吏曰。可。作十郎又下階。呼僕授刀。然後升進。衆感
其舉動安詳不類幼年人。司市宣命已。乃遣還。皆屬
之。自是作十郎知父果死。日夜悲泣不已云。
其主人親族養視。無主人親族者。令比隣
合力收養。待年至十五。乃放流之。如命。或
中一人母抱育寓本莊。官令里人賑卹之。無何其母先
刺殺兒。而後己亦自殺以死。未詳指為某人兒耳。或以
為原十二郎。四月二十八日。遣吏監送吉田
弟。未知是否。傳內等四人至伊豆。放之海島。乃還。

附節母義僕事

夷山子曰。本籍所
錄。近松行重母者。
實原元辰之母也。
巢氏傳聞之誤。江
見聞記。記之甚詳。
探之於乎補正四十
士。曰。讀高房僕按
又曰。片岡高房僕按
官行。近松行重僕按

赤穂之難。近松行重奉其母以來東都。實諸族人之家而已。儼舍其側。晨夕省視。及其攻吉良氏前一日。來告母曰。某等受國恩之深。大人所知也。義當死於赤穂。而尙不敢死者。欲且延生。以謀殺仇。而報先君之怨耳。今仇家適有可乘之機。衆議以時不可失。欲以明夜決死。

三郎事也。是亦誤聞。
堀内重勝聞。可以證
之。因錄于左。

〔堀内重勝聞書〕
時次之間。六被申候
節。近松勤六被申候
は。拙者小者甚三郎
事。を思ひ出し。不便
候。と被申候間。其譯
を承り候得ば。右勤
六は。先祖以來。代々
之。江國にて候處。彼
申者。召連。江戶。え
參候。彼之者。親は。
庄屋。をも相勤。譯も
有之者也。今度。一
件。存立候前。在。所
え。書狀。杯。遺。積。三
耶。も。國。に。歸。す。候。處。に
か。の。者。返。答。に。候。間。

一舉。以果其志。身死固不足惜也。顧念
供養無主。以貽母憂。憂悸逼中。心神惘
然。然使某偷生苟免。上負國恩。而下辱
父母之名。其於忠孝之道。兩失之矣。願
大人緩哀。自愛。母曰。吾老矣。旦暮且死。
幸聞我子死節。能與古人齊名。在我深
以爲喜。亦何悲。但恨子不早告我。使吾
不知相見。無何。而以平生待子。自今視

候に心庭不便に思ひ
 候に口上野の脇に谷
 之申左之方に松文節
 福寺と申承り居候故
 甥之由先尋六が文節
 彼方にて勤六が文節
 に趣を聞せ候扱甚な
 者も無事にて候處二
 月廿四日由咄申候
 出立致候由咄申候
 右寺之座敷を承見候
 札の付候名有之候
 外見候名ある道彼
 共中へ寺へ参り候
 衆も致候事と思宿
 を候此候子と勤六
 申候得ば殊之勤六
 候。候。候。候。候。

〔甚三郎書簡〕
 十五日晩には、極月
 伯守様には、仙石
 様も御預り候。被成候
 致し候へば、暇乞候
 川越中守様へ御座候
 て、我等御供致不申
 御殘多存候。承り候
 得ば、嬉數罷在候。然
 由、此二三日、谷中
 へ参り候。父節坊様
 晩方御歸り被成候。御
 暇致し候。阿波の御
 妹御成候。三百石御
 取被成候。御座候。御
 にも御息災に御座候。御
 候。御氣遣に御座候。御
 近松勘六様 甚三郎
 極月二十五日

家執事甚謹。高房去、赤穂放遣婢僕。元
 助獨留不去。從高房來東都。朝夕執薪
 氷之勞。出入奉事。不遺餘力。視之昔日
 有加焉。會擊仇之日。迫乃召元助。謂曰。
 汝從我困阨之間久矣。吾求仕東都二
 年。爨桂炊玉。囊金且竭。顧當今諸侯不
 聘士。列國不請客。仕路蔽塞。無人薦達。
 欲且遊歷四方。傳食親屬故人。家以終。

年。今遣汝去。亦自爲治生之謀。可也。所
 恨者無以報汝舊日之勞耳。元助曰。主
 何出言如此。某爲主家所生育。主之不
 幸。某之不幸也。何忍棄主而去。爲他家
 之僕乎。主所往。僕亦從。織蓆捆履。盡力
 自効。高房曰。汝志吾固信之。然吾今餽
 口四方。身且不容。不可并汝仰食他人。
 汝忍從吾言。亦所以愛主也。元助曰。奴

御許々々。待申候。我等此。と罷り上り候程。に罷下度外御安。心被下度來春。候。御狀次罷下。下候。

夷山子曰。高房僕亦。富於義氣。頗有奇行。云。今採録骨貫録所。記。其書雖虛實相半。不可信。唯供讀者參。考耳。

〔赤穂骨貫録〕 愛に。片岡の下部に。元助。といふものあり。此。ものば、播州赤穂の。産にして、よく主人。

の心に叶たり。源。五右衛門を仕懸け。を以て色を懸け。て助成事なかりし。元助。有る日源五右。か門に申けたる。は衛門。其方心見届。預り。我母と妹を。承知し。元助。心願。悦び。金子衛門大。渡す。我は何國を定。め。今日頼む也。夫より支度なし。出。ね。老母はよし。相。談。は。主人の目に。に。成らば。又々心懸。に。

隸衣食易足。請自食其力。決不以身爲主累。主在彼惡與某同居。當就其側。異居。但不離於主爲幸。三四強之不聽。觀其辭色。萬無去意。高房不知所出。乃陽怒曰。吾以汝久事我。不欲遽失。故意故詐爲好語。遣汝。汝猶不悟。不。得。不。以。實告。自。去。年。去。赤。穂。汝。事。我。不。如。平。生。吾亦自忌貧窶。處心不直。視汝所爲。無一

可^{ナル}吾意者。故深厭汝而逐之。汝速去。元助聞之。泣曰。某事主十餘年。未嘗一日聞主忿言。而今如此。是某命盡之時也。乃趨而出。高房從其後。而往視之。元助欲自殺。操刃自當其腹。高房走而止之。奪其刃。叱曰。奴不忠。何欲自生。紛擾。元助曰。願聽某死。亦主之惠也。某既爲主所棄。尚欲爲誰生哉。高房令鄰人守之。

央ヲ呼シテ譟シテ而出。元助見高房曰。果得仇人ルカ否。高房曰。汝在此。仇人已授首矣。元助曰。幸甚。諸君良苦。得無渴。以橘與衆食之。高房趨之去。元助見高房赴泉岳寺。乃涕泣別去。不如所往。高房在細川氏邸。語及元助事。泣下。肥後侯聞之。令人物色求之。遂不遇。

〔補〕〔伴蒿蹊近世崎人傳〕

寺井玄溪

〔烈士報讐錄〕玄溪。父仕出雲守本多政利。政利國除。因爲處士。玄溪居京師。以醫爲業。與予最好。庚辰歲。始仕淺野長矩。從在江府。長矩敗。與衆至赤穂。遂還京師。義舉之事。莫不參畫。及良雄東來。謂之曰。君臣之義。雖無異。同而于仕。前主爲日殊淺。且子以醫人爲業。所不知。動足東發。必起人怪。請留爲理後事。以故玄溪不從。後諸國招辟。並不應。正德元年。病終京師云。

寺井玄溪は、其父本多政利に仕ふ。其國除して處士となれる後、玄溪市師に居て醫を業とす。元錄十三庚辰歲、始て淺野侯長矩に仕へ、醫をもて江戸に侍り、明年春、侯吉良氏に傷をもて自盡を賜ひ、國除んとする日、衆とともに赤穂に至り、遂に退て京師に還る。後日義舉の事起るに及びて、諸士と俱に參畫あづからずといふことなし。共に東行せんとせるに及て、良雄大石氏しゐるといむるよしは、八月六日

毀譽可有之候。年月
 之寸志能御存之貴
 所にて候間、其節相
 應之、皆被成下候。は
 い、御芳志と奉存候。
 此段御聞届は願。も
 御止り候様奉願。も
 奥野將監此頃被登。
 候而貴所之御意被申
 候。前書同之、意趣被
 拙者より申達候様、吳
 々々申越候。源右衛門
 門、傳兵衛、源右衛門
 門、源四郎、源右衛門
 面談可申述候。恐惶謹
 言。

八月六日
 大石内藏助
 寺井玄溪様

予私におもふことあり。禮檀弓に、工尹商陽也。楚人
 陳奇疾と吳師を追時、奇病にいはれて敵を射る
 一人を斃して弓を韆にせんとするを商陽が仁、
 忍びざ尙勸められて又二人を斃す。一人を斃
 すごとに、其目を捨て、その御をとめていはく
 朝には不坐、燕にはあづからず。朝に坐し、燕に預
 許されあつからず。商陽は士三人を殺す。亦反命す
 るに足れりと、孔子曰、殺人之中有禮。とみゆ。其官
 卑ければ、仕る所もまた是に應すべければ、其大

夫にあらざるをもて自ことばとす。しかれば良
 雄、玄溪か東行を留るもの當れり。又義士の中、三
 村包常次郎左衛門といふは、纔に厨下の小吏として、其主
 姓名をしらざるべきほどの者なれば、同志の諸
 士、あるひは財を貪がためならんと疑しかども、
 始終志を變せず、其録を食ては其難に死すべし
 とおもへるなるべし。是も商陽がいふ所、孔夫子
 の禮ありと宜へるをもて見れば、厚に過るとも
 いふべけれど、此舉高祿の世臣といへとも、免れ

て恥なきもの多き間に如此は、有がたしといふべし。予此記をよむごとに包常が志を憐がために、因にしるす

〔補〕〔近世畸人傳〕

小野寺秀和妻 附秀和姉

赤穂義士小野寺十内秀和妻丹子は、灰方氏の女也。義氣風雅、俱に其夫の行に配して、ことにむつまじかりける旨は、秀和よりおくれる數通の書にみえたり。初赤穂の難に馳下たる時、かしこより同姓十

兵衛へ賜れる書に

「老母妻にも此志は不申聞候、様子にてさとりたることもしらす申略女にて聞ともさのみさわぐまじきおほえ有之候間、彼仰聞下さるべくと有。又その明年復讐のため東行してのち極月十二日妻へ贈る文にも、萬一如何様の難儀かゝり來りしとて、も、見ぐるしきやうには、しなし被申まじく候。又何事もなき世の中にて候は、猶いかやうにも、渡世めさるべく候。心の働きおはしますと覚え候ゆる、

中／＼心安く存、今更おもひ残すこともなくて、心
よくうち立候まゝ、そのもとにも、せめての本望と
おもひ給ひ候へかし、又二月三日の文にも「そもじ
も安穩にも有ましきか、さ侍候は、かねてかくご
のこと、取亂し玉ふまじきと、心安く覚え候、などの
ごとき前後の詞に、其人がらしらる。もとより此催
のわづらひ多き中にも書かはされし趣にて、其風
雅みゆ。中にも極月十二日の文に「此方のうた、とり
わき相坂の歌哀のよし、よく聞給ふとぞんじ候。そ

こもとの歌、さて／＼感じ入候。涙せきあへず。人の
見るめをおもひ、まことに涙をのむといふ心にて、
幾度か吟じて、おくのかたまさき可申候。是につき
ても必／＼歌御捨なくて、たへずよみ申さるべく、
とあるなど、哀にやさしくこそ、復讐のことおこり
て後、此婦人のよめるうたは、秀和の返事に感じ入
と見へしも、其外も傳はらず。平生によめりしは、夫
婦ともにうたの師とせし金勝慶安のゆかりの人、
もてる直筆の寫を見しに、數首あるが中、すこしこ

に書出づ

なき人の墓に詣し言書ありて私按此亡人は秀和の母義にやとおぼしきのふまで問ばこたへしことのはに

聞こそかふれ松の下風

はる風を題して

咲そむる外山の櫻勾ひきて

人おどろかすはるの朝かせ

磐瀬てふ名所の題にて

くれて行秋といはせの山風に

〔雪夜清話〕 小野寺
十内和の師は金勝
慶安といゆるよし
人傳にみゆるは
莊の誤りなるべし
莊安といはる人
文にも通じたる人
いへり

もみぢかつちる音のさびしき

など、よろしとおぼゆ。其兄藤兵衛は、同家に仕ながら義に與せず。はた後難を懼る故にや。秀和に通せず。其弟喜兵衛他家に仕て江戸にありしを、秀和とはれしかども、兄藤兵衛より不通のよしいひおくりしとて、是もたいめせぬよし。秀和妻室への文に書て「せひもなきお兄ごたちとそんじ候。かやうの心にては、此方のなりゆきにて、そもじ殿もかまはぬにてあるべく、彌便もなく、一分の働にての渡世、

太義千萬にて候など、見えたり、邨風柏舟の詩に亦兄弟あれどもよる可らず。しばらくこゝに往て懇れば、彼が怒に逢といへるも、おもひよせられてあはれなり。かゝりしかば、秀和、同息秀富、幸右衛門自盡を賜へる後、おもひかねてや、數日食を斷て身まかるといへり。墓は平安本國寺の塔頭了覺院にありて、梅心院妙薫日性信女、元録十六癸未六月十八日と刻す。鬼録には法名のうへに「妻や子のまつらんものをいそがまし、何か此世におもひ置へき」と

辭世のうたを書、自滅と記す。然れば、及をもて死せるにや。

○因に記す。秀和姉も、同義士大高源吾が母なり。是も義あり賢なりとしられて、源吾よりの文に「我々ども我々といふは弟九十郎親妻子に御たゝり御座候ても力及不申候。萬一さやうのことになり申候は、かねて仰られ候通、何分にも、上よりの御下知の通、じんじやうに御覺悟なされ候は、御はやまり候て、御身を我と御あやまち被成候御事な

ど、くれぐれ有まじき御事にて御座候まゝ、必く左様御心得可被成候よの常の女のごとくに、彼是と御歎きの色も見へさせられ、愚におはしまし候は、如何計きのどくにて心もひかれ候はんや、さすがつねぐの御かくごほど御座なされ候て、思召切かへりてけなげなる御勸にもあづかり候事、さてく今生の仕合、未來のよろこび、何ことか是に過申候はんや、あつぱれわれら兄弟は、士の冥加にかなひたる義と淺からぬ本望にそんじ奉り候。

さきにての首尾のほどは御心にかけてさせられまじく候など見へたるをもてしらる。秀和妻への文の中に「貞立さまをよびむかつて、共にうきを語り慰みて、久しからぬ御一期を見といけ参らせられり」頼置事是にて候とある人成へし。

(補)〔續近世畸人傳〕

堀部金丸女

赤穂の先主淺野侯の家臣、堀部彌兵衛金丸が女を幸といふ、安兵衛武庸を養ひて、これに娶せんとせ

し間、國亡び復讐の擧に及び、父金丸、夫武庸、共に自
刃を賜へる事狀は、世の知る所也。時に幸女母に伴
ひ、彼擧の志願に、諸國の寺社に詣で、明る年の冬、伊
勢松坂にして、事遂たりといふことをきき、よろこ
びながら、京にのぼりて後、父子ともに死を賜へる
よしをも聞はてぬ。さて幸女、伯父の僧、江戸某の寺
にありしを尋ね行て、尼にならんと願ひけれども、
其僧もたい人にはあらず。あすともかくもせんと
て、此夜は死者を沐浴せさする所に入レて、臥しめ

試るに、江戸にては、旅客多ければ、大やうに、死者を
故いづれにも、靈斗おそるゝけはひなく、心よくい
其場をまうく、靈斗おそるゝけはひなく、心よくい
ねければ、其器にあたりとて、戒授け、妙海と名づ
けて、法のわざを教へぬ。其後、泉岳寺は、故侯及父夫
の墓所なれば、其傍にかたばかりの庵を結びて、義
士のあとをねもごろにとふらひけるが、猶故侯の
家の絶ぬるを深く歎きて、官に訴ふること、數多た
びなりければ、後にはふたゝび訴出なんには、遠島
にさすらへしめんとまで聞え玉ふに、猶しひて訴

ふるまゝ、すでに罪に落んとせしを、ある御方の惠
みをもて許されを蒙りし、ひたふるに訴しこと、是
まで二十五度に及べりとぞ、終に事遂ざることを
しりて、せめての志に、彼墓のもとに常燈を挑けし
かば、故侯の所縁ある諸侯より、油の料のみならず、
米花菓の類ひまであたへ玉へぬれば、ともしきこ
ともなきに、折くは盗のために奪るゝといへど
も、終にさるけしきみせず、布施多ければ、貧しきも
のを賑して、おのれは絹のたぐひを身にまとはず、

生涯其常燈を守りをれり、ある人何にても物書て
たまへと、紙をとうでたれば、吾幼より一日も安ス
き事なくて、手ならふ業もしらざりつるに、過しと
し、米字の齡なればとて、人の求めによりて、米叶の
二字をならへり、それを書てまゐらせんとて、あや
しき筆のとりざまして、かきつけあたへしと也、其
年九十なり、明のとし病でめてたく終りをとれり
とぞ。

菴蹊曰、我黨の人繁雅評曰、幸女忠信の志操たと

ふべきかたなきは、かぞいろにしたがふ心のす
 る所なれば、孝もまた全し。忠孝のこゝろ、誠に深
 きより、行へるさま、なべて女のなすべきわざと
 も思はれず、四十六の義士にも、などかおとるべ
 き、誰か其操をほめざらん。誰か其行に恥ざらん。
 さちといへど身にはさちなき人の名の

ちとせの後も朽ぬがさち

と戯歌す

(補) 〔赤水郷談〕

大石良雄僕

大石良雄、淺野家落居の後、城東尼崎村に暫く寓居
 せられし時、良雄與諸士衆議一決して、元録十四年
 辛巳四月十九日夕刻 上使を請じて開城し、即日
 城下祈願所遠林寺へ立退、十日許も過て尼崎村へ
 移られける。同村の元屋八十右衛門は、大石の家臣
 瀬尾孫左衛門と兄弟なりし故、其別墅に暫く寓居
 せられけるとぞ。今此處に友人横河子寛節華亭を
 築きけるなり。世上尋ら復讐の志あるよし沙汰し

〔近世時人傳〕大石良雄、赤穂の城を過
 其後、暫其城下に登
 て跡を辨へ、京へ
 らんとせし時、八介
 の使所の奴僕下に住
 るもの、同城下に住
 るが、來訪して、いふ
 我も御供して、京へ
 るが、來訪して、いふ
 老は侍らぬを、今へ
 もまかすれば、心は
 御對面たまはる、限
 らんと、御名残は、な
 らんか、なし。たゞ、
 何にたまはれ、か、み
 の物を、たら、は、み
 の心、な、ら、な、ら、
 雄、心、な、ら、な、ら、
 こと、な、ら、な、ら、
 見、れ、と、も、調、度、あ、ど、り、も、は、な

や半は京へ送り、残
 ばれるも荷つくり、
 たるはしつ、つあり
 拾片せめり、金を
 拾る時、八介に息
 返して、是が何にか
 みぞ。身立さば、殿
 らん。心立さば、殿
 不意になく、等し
 へるは、吾等し、口
 すらし、なく、悲し
 とを、明て、おひ、
 心城を、明て、おひ、
 今、か、た、み、ら、
 ら、ず、と、た、み、ら、
 ん、と、す、る、な、
 の、良、雄、な、れ、ば、

ければ、深く思慮して心易き人々には、我々も國滅
 び家亡びあるべきにもあらねば、一先山科邊にて
 田宅を買求め、主税良金を富農となし、自らは染衣
 の身となりて、亡君の菩提を弔はんなど、頻りに云
 れければ、城下加里屋寺街八助とて、良雄の祖父良
 欽の代に、小童より膝元にて仕立られ、老て後迄も
 常に往き來して氣丈者なりしが、良雄の上京間も
 なしと聞て、見立として來りて、怒を含て、いかに檀
 那、兼ては御志を立られて、殿様の御仇を討るゝ由

てと、い、め、で、
 と、わ、り、也、
 與、事、を、今、お、も、
 の、事、を、今、お、も、
 り、事、を、今、お、も、
 墨、押、す、り、
 紙、引、ひ、ろ、
 上、に、編、笠、
 の、に、奴、一、
 か、た、を、書、
 ぼ、へ、た、る、
 て、江、戸、に、
 を、つ、れ、て、
 也、は、は、か、
 也、は、は、か、
 ば、り、忽、大、
 て、は、忽、大、
 ま、さ、る、御、
 し、其、時、か、
 免、あ、り、し、
 て、免、あ、り、し、

なるに、此頃に至り、一向に引かへて、士道を御止め、
 御剃髪となん御成なされ、若旦那は農作を御營み
 とやら承り、扱もく口惜次第に候。憫むべし。殿様
 一旦の御怒りより、事起りてあへなく御生害なさ
 れ、剩へ百餘年來御恩を蒙られし諸士方も、御遺言
 にもあらざるに、むざくと城を明渡し、上野殿の
 眼前に蔓こらるゝを見ながら、黙々として居らる
 ること、哀れ赤穂の一城に、義理を知らるゝ士衆は、
 一人もなきかと存候。殿様御志を遂られず、空しく

て歸りしが、其の女が、
るもの、奴が、主なり
に傳へ、その主なり
し城下の、生其家
珍蔵せりと、其國人
の活なり。義士有け
に朴實清廉の者有け
るは美談とすべし。

御腹めされしこと、いもを承り候ては、無智下賤の
我々迄も、身體をそがるゝやうになるに、少しも御
残念には思し召されずやと、ひたすら責ければ、良
雄は固より同列の士にさへ、容易に洩さゝれば、何
氣なく否我等もさ思はぬにてはなけれども、かく
不忠の人々の及べきに非ず。もし仕損じて亡君の
恥を重ねんよりは、聊たのもしげなき身の出家せ
んも、又ましならんと云ければ、八介益怒りて、經陀
羅尼の功德は大ひなりとも、御臨終の一念金石よ

り堅きをば、いかで碎くべきや。無下に甲斐なき御
有様を見けるの口惜さよと、齒咬をなして怒りし
が、覺えず後ろの唐紙を踏倒しける。良雄は言をも
不言。坐しければ、八助こはすべき様もなし。御目に
かゝるも今限り、御幼年より抱き育てし御名残に、
せめて形見を賜りさふらへと言ければ、良雄寛然
として、それくとして直に起て、筆筒より一包の金
子を出し、これは廿兩の中を二兩とりし、其餘なり。
そちは平生酒を好めば、酒代になりともせよと與

へければ、八助怒りなほ不止。金銀はつかへばなくなる物なり。何なりとも、後迄残る物こそよかりなるとて、直に取て投げ還しければ、良雄顔色いよいよ和き、そちが言も又理りなりとて、傍にあり合ふ研とりよせ、昔し自分十八歳の時、初江戸にて深編笠をきて、八助を召し具し、處々遊行せし兩人の姿をかき與へければ、八助悦び、よし／＼是こそ眞の形見なれ。もはや生前の御暇乞とて、すと起て去りけるとなり。此八助は今横街に住ける齒醫師の木

村立光といへる人の妻の祖父になんありける。右畫を持つたへしを、柳田武左衛門子龍は、古を好み風雅の人にて、後世にいたり其散り失はんことを惜みて、乞請けて深く悦び、掛軸となし、家君大川其平に請て贄語を加へ珍藏せり。字國鸞 號滄洲

補正赤穂義人錄卷下終

明治四十三年五月八日印刷

定價金六拾五錢

著者

杉原夷山

東京市神田區猿樂町二番地

發行者

龜山吞龍

東京市小石川區久堅町百〇八番地

印刷者

山田英二

東京市小石川區久堅町百〇八番地

印刷所

博文館印刷所

發行所

東京市神田區猿樂町二番地

扶桑文社

發賣元

東京市神田區猿樂町二番地

三溪書院

不許複製

補正赤穂義人錄卷下終

明治四十三年五月八日印刷

定價金六拾五錢

著者 杉原夷山

東京市神田區猿樂町二番地

發行者 龜山吞龍

東京市小石川區久堅町百〇八番地

印刷者 山田英二

東京市小石川區久堅町百〇八番地

印刷所 博文館印刷所

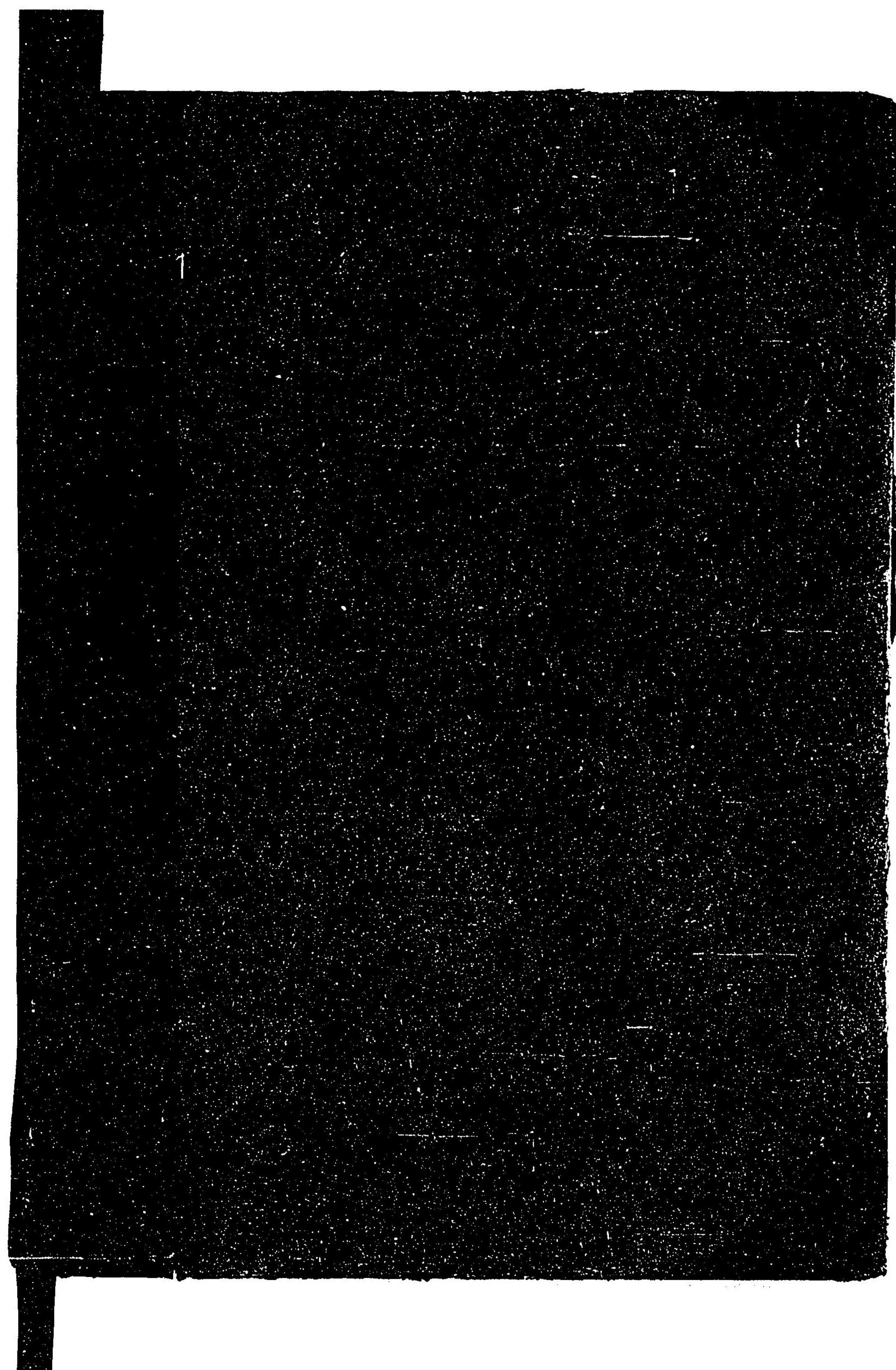
發行所 東京市神田區猿樂町二番地 扶桑文社

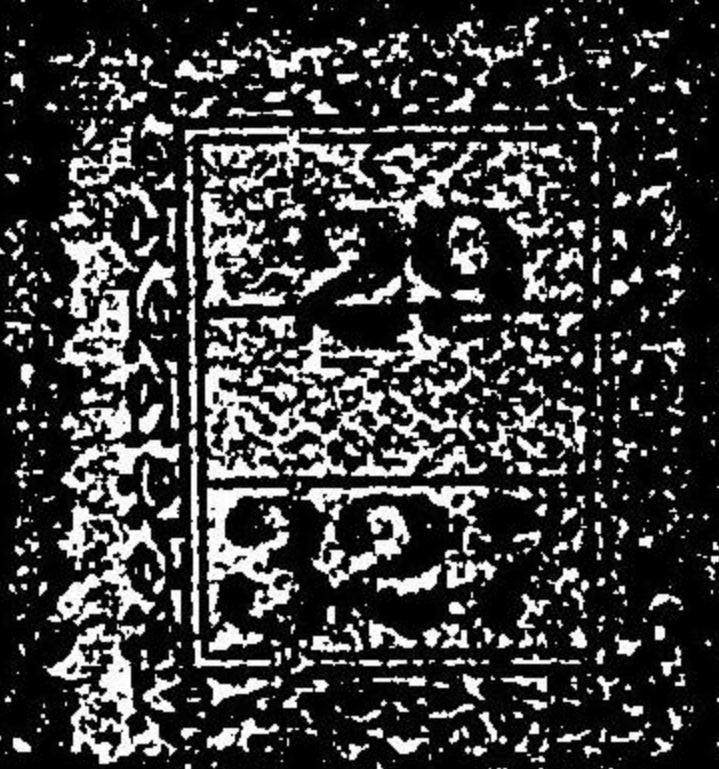
發賣元 東京市神田區猿樂町二番地 三溪書院



8.4.22

29
327





001724-000-3

29-327

赤穂義人録(漢文補正)

室 鳩巢/著

杉原 夷山/補

M43

ACB-4454

